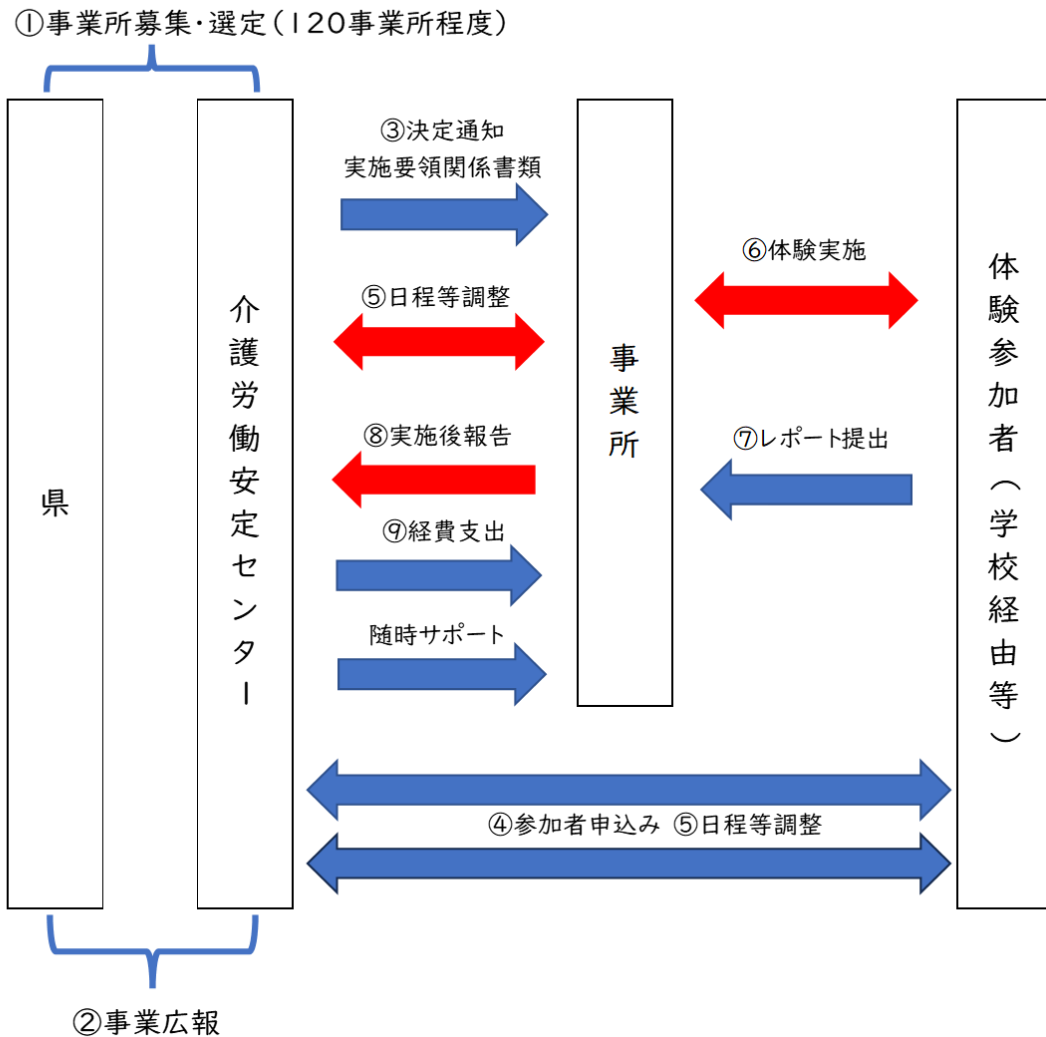


令和7年度 高校生等の介護職インターンシップ受入 実施要領

- 1 目的
高校生や一般求職者等に介護施設等での就労体験（インターンシップ）の機会を提供し、介護分野での就労を目指す気持ちを喚起することで、若年世代の介護分野への参入を促進する
- 2 対象者
主に高校生を対象とする
※ただし、希望があれば大学生、一般求職者等の体験を受け入れることも可
※少人数ごとの受入を想定しています
- 3 体験内容
(1) 介護現場、介護の魅力などに関する事業所内研修
(2) 介護業務体験
- 4 体験先事業所
県内の介護事業所 120事業所程度
- 5 実施期間
令和7年7月中旬～令和8年2月
- 6 体験期間
参加者1人あたり、原則1日（6時間程度）とする。
※ただし参加者と事業所間の合意があれば、複数日（例：3時間×2日）に分割したり、体験期間を延長（例：6時間×3日間）しての実施も可
- 7 体験先事業所の応募要件
(1) 高校生等の体験参加を快く迎えられること
(2) R7年もしくはR8年に高校生向け求人票の提出を予定または検討していること
(3) 高校生等の若年世代に対して、事業所のPRができること
（例：年休取得率が高い、ICTを積極的に活用している、離職率が低いなど）
- 8 体験先事業所に必ず実施いただくこと
(1) 受入日程調整
(2) インターンシップ実施（事業所内研修、介護体験）
(3) 参加者からレポートの提出を受ける（レポート様式は提供します）
(4) 実施状況について事後報告（報告様式は提供します）
- 9 体験先事業所に対する介護労働安定センターのサポート内容
(1) 全体版チラシを作成し、高校等へ周知
(2) インターンシップ参加者（学校）からの申込み受付、参加希望者（学校）及び事業所との調整（受入事業所決定、日程調整等）
(3) 参加者にかかる保険加入手続き
(4) 参加者へ進呈するテキスト「入門的研修テキスト：介護の基本／介護の基本技術」の提供
(5) インターンシップ参加にあたっての留意点等について、参加者に対し説明
※感染症防止に関する内容を含む
(6) インターンシップの受入に関する留意点等について、事業所に対し助言
(7) 新卒者を雇用する事業所に対し、必要に応じ、就業規則や賃金規程、キャリアパスの見直し等の労務・労働環境整備に対する支援
(8) 受入経費（一人あたり定額）を事業所に対し支払い

10 事業の流れ



11 事業所に支払われる経費 ※報告書提出の都度、お支払い
2,000 円／1 参加者
(説明資料印刷代、クリーニング代、昼食提供代 等)

12 体験者へ支払われる経費
図書カード 1,000 円分／1 名 (体験日決定後、事業所へお送りします)
※このほか、テキスト「入門的研修：介護の基本／介護の基本技術」を進呈します。